

件名： 在日米海軍司令部 新型コロナウイルス感染症に関わる休暇・勤務時間外行動方針



DEPARTMENT OF THE NAVY
COMMANDER US NAVAL FORCES JAPAN
COMMANDER NAVY REGION JAPAN
PSC 473 BOX 12
FPO AP 96349-0001

5000

Ser N00/0103

2022年2月2日

メモランダム

発信者: 在日米海軍司令部

受信者: 配布閲覧用

件名: 在日米海軍司令部(CNFJ)
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関わる休暇・勤務時間外行動 (リバティ) 方針

参考資料: (a) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/1001 (2022年6月31日付)
(b) COMNAVFOR Japan Memo 5000 Ser N00/0102 (2022年1月31日付)
(c) COMUSFJ Force Public Health Order 22-001 (2022年1月31日付)
(d) NAVADMIN 073/21
(e) COMPACFLT GENADMIN DTG 280235 (2021年5月付)
(f) OSD Memo (2021年4月12日付)

別紙資料: (1) CNFJ COVID-19活動ガイドラン

1. 米海軍の日本国内における休暇・リバティ方針の標準化を図るため、参考資料(a)は取り消され、当文書の内容が優先される。参考資料(a)の配布は停止すること。
2. 以下のツール、要件、権限を継続する：
 - a. 従業員の毎日の健康確認の実施
 - b. 参考資料 (b) に基づき、移動制限 (ROM) 要件の継続実施
 - c. 参考資料 (c) に基づき、在日米軍による検査要件の継続実施
3. 日本国内の休暇・リバティは別紙資料 (1) に基づき許可される。米海軍施設、または米海軍施設以外に居住、駐留、配属されている全ての米海軍 S O F A 人員はローカル軍施設のリバティ要件に従わなければならない。沖縄

件名： 在日米海軍司令部 新型コロナウイルス感染症に関わる休暇・勤務時間外行動方針

に在籍する米海軍の人員は在沖米軍4軍調整官のリバティガイダンスに従う。米海軍施設以外に所在する部隊を含む全ての米海軍部隊は休暇に関して当文書に従うこと。

4. 日本発着の渡航について

a. 在日米軍の管轄区内に配属されたメンバーの日本発・米国への渡航に関しては、参考資（d）料から（f）に従い、業務外渡航（例：政府資金もしくは個人資金かを問わず休暇）の場合、訪問予定の国防総省の州/ローカル施設での該当するROM要件に従わなければならない。また、軍人は以下項目にも従わなければならない。

(1) 発熱など COVID-19 の症状が出ていないか自己観察すること。渡航者が何らかの症状に気付いた際には、直ちに自己隔離を行い、指揮系統に従って上官に報告し医師の診察を受けなければならない。基地施設、CDC、州もしくは地元のガイダンスで必要とされていない場合でも軍人は常にマスクの着用や適切な社会的距離の取り方など状況に応じた適切な COVID 感染リスクの軽減策を適応するべきである。

(2) 日本国外での休暇から戻った際には、参考資料（b）および（c）で必須とされるROM、ならびに検査要件を満たすこと。日本国外での休暇を承認する前に参考資料（d）から（f）の要件がすべて満たされていることを検証し確実にすることは、部隊における休暇承認権限者の責任である。

b. 日本への渡航。出発地で設けられている要件に関わらず、日本へ渡航する直前に医療隔離もしくは予防隔離の対象となったすべてのSOFA人員は、日本への渡航が開始される前に参考資料（c）に記載の在日米軍予防隔離・予防隔離の手続きを完了すること。

(1) 渡航者が予防隔離を解除されるには、参考資料（g）に記載の要件を満たす必要がある。予防隔離満了前の診断検査は、渡航前検査として併用できない。予防隔離満了前に実施された検査は、渡航前検査としては無効となる。

(2) 医療隔離に置かれている人員は、参考資料（c）に基づき医療隔離から解除されることが渡航開始の条件となる。

5. 米海軍施設に居住、駐留、配属されていない全ての米海軍SOFA人員は休暇およびリバティに関して当文書の規定を遵守しなければならない。

6. このメモランダムに記載されているガイダンスは在日米海軍施設および米海軍部隊に関係する全てのSOFAメンバーに適用される。米海軍施設で勤務する日本人従業員（MLCおよびIHA）は最大限可能な範囲でこのガイダンスに従うことが推奨される。在日米海軍施設に立入を望み、このガイダンスに従わない者はその施設への立入拒否および立入禁止の対象となる場合がある。

件名： 在日米海軍司令部 新型コロナウイルス感染症に関わる休暇・勤務時間外行動方針

7. これらの要件を満たすために、個人が責任を全うすることを部隊指揮官がいかに重要視すべきかを強調したい。軍人による違反は統一軍法典第 92 条に基づき一般命令の違反として処罰の対象となる。米国民間人による違反は管理処分（基地への立入禁止、赴任期間短縮）もしくは懲戒処分になる場合もある。扶養家族による違反は管理処分になることもある。これらの方針に違反する行動は、より高いHPCONや厳しい休暇・リバティ制限 へとつながる可能性もある。

C.A.ラティ

配布先:

CFAY, CFAO, CFAS, NAFA, NAFM, 全てのテナント部隊、日本における海軍所属する全ての者